

諮問機関：丸亀市消防本部

諮問日：平成 24 年 8 月 27 日（24 消防第 106 号）

答申日：平成 24 年 9 月 20 日（24 年度諮問第 2 号）

件名：消防通信指令業務に関する個人情報の外部提供について

答 申

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

本件に係る外部提供は、丸亀市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 8 号の「公益上特に必要があるもの」と認められる。

2 諮問に至るまでの経過

地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月から 2 市 1 町で構成される丸亀市・善通寺市・多度津町消防通信指令事務協議会（仮称）（以下、「協議会」という。）を設置し、各自治体独自で行っている 119 番通報の受信、出動命令、情報の収集伝達等の通信指令事務を協議会へ移管する方針である。

協議会には、2 市 1 町の消防職員が派遣され、丸亀市消防本部の指令システムを使用し、共同で通信指令事務を行うことになる。

現在、丸亀市消防本部の指令システムは、住民基本台帳情報（住所、氏名、生年月日、性別）、一人暮らし高齢者実態調査情報、緊急通報装置設置者情報、非難困難者登録制度の登録者情報といった情報が登録されており、迅速な災害現場の特定、的確な消防及び救急活動に供されている。

実施機関は、通信指令事務が協議会に移管される平成 26 年 4 月以降も、現在と同等の消防・救急活動が行える環境を維持するためには、協議会にこれら個人情報の提供が必要不可欠であると考え、このことについて、条例第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、審査会に諮問がなされた。

3 審査会の意見

実施機関が保有する個人情報を協議会へ外部提供することについては、市民の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に寄与し、本人の権利利益を不当に害することがないと判断する。

なお、外部提供に際しては、実施機関においても慎重を期し、適切なものとなるよう努めること。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問案件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 24 年 8 月 27 日 諮問書の受理
- ② 平成 24 年 8 月 28 日 審査会